

平成 28 年 第 2 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 14 日」	
*	開会年月日時 平成28年6月15日 午後 2時00分
*	閉会年月日時 平成28年6月15日 午後 4時17分
*	開会の場所 小海町議会議場
会議の経過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	<p>皆さんこんにちは。議員各位におかれましては大変お暑いところ大変ご苦勞様でございます。私、8日の現地視察・全員協議会に体調不良のため欠席いたしまして、議員各位にご迷惑をおかけいたしましたことに対しまして、この席をお借りお詫び申し上げたいと思います。さて、連日好天が続きまして、干ばつが心配されたところですが、一昨日雨が降り、農作物の成長に大変効果があったのではないかと思います。本日は6月定例会14日目、最終日であります。よろしくご審議、決定をお願い申し上げたいと思います。</p> <p>ただ今の出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。</p>
<u>○ 議事日程報告</u>	
<u>日程第1 「諸般の報告」</u>	
議 長	<p>日程第1、「諸般の報告」を行います。</p> <p>議長としての報告は、議事日程つづりの3ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方は、お願いいたします。</p> <p>以上で諸般の報告を終わります。</p>
<u>日程第2 「行政報告」</u>	

議 長	日程第2「行政報告」を行います。 町長から報告がありましたら、お願いいたします。
町 長	皆さんこんにちは。今、議長さんからもご挨拶がありましたけれども、本日が最終日ということでございます。6月2日に開会しました本定例会、本日まで熱心なご審議をいただきまして本当にありがとうございます。本日新たに1件の追加議案がございますが、すべての議案につきまして可決決定、同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。さて、昭和39年に第15回大会が茅野市八子ヶ峰で開催され、52年ぶりに第67回全国植樹祭が天皇皇后のご臨席を仰ぎ、長野市オリンピック記念アリーナエムウェーブで6月5日に開催されました。天皇皇后両陛下によるお手植え、あるいはお手播き等、厳粛な内にも多彩な催しが行われ、県民の皆様が多くの感動と森林の大切さを再認識する大会となりました。先人の努力に想いを馳せ感謝しつつ森の恵みを暮らしに生かしながら豊かな森づくりを支え、子や孫の世代に美しい故郷を確実に引き継ぐための大会宣言が採択され、来年度開催の富山県にリレーをされ閉幕をいたしました。参加された皆様に心から感謝を申し上げます。それでは、追加議案1件につきまして、その概要を申し上げます。同意第3号につきましては、篠原利樹監査委員の任期がこの7月28日に任期満了となりますので再任をお願いするものでございます。以上、追加議案の概要を申し上げましたが、よろしくご審議の上、同意をお願い申し上げます。
議 長	他に行政報告がありましたらお願いいたします。
	【産業建設課長】 土木費についての補正内容の追加資料説明
議 長	以上で行政報告を終わります。 本日、会議事件説明のため出席を求めたものは、町長・副町長・教育長・会計管理者・各課長・所長・専門幹であります。
<u>○ 議案の上程</u>	
議 長	それでは順次議案を上程いたします。
<u>日程第3 「議員派遣の件」</u>	
議 長	日程第3、「議員派遣の件」を上程します。 事務局長に朗読を求めます。
(事務局長朗読)	

議 長	朗読が終わりました。お諮りいたします。 「小海町議会行政視察」に議事日程つづりの4ページに申し上げたとおり、議員を派遣したいと思います。 これにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、「小海町議会行政視察」に議員を派遣することに決定いたしました。
<u>日程第4 「報告第1号」</u>	
議 長	日程第4、報告第1号 「小海町税条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 篠原 義從 君。
	(委員長報告—承認と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから報告第1号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。 報告第1号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
	挙手全員と認めます。 したがって報告第1号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。
<u>日程第5 報告第2号</u>	
議 長	日程第5、報告第2号

	<p>「平成27年度小海町一般会計補正予算(第7号)」を議題といたします。 本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 篠原 伸男 君。</p>
	(委員長報告—承認と決定)
議長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
	(質疑なし)
議長	<p>これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	(討論なし)
議長	<p>これで討論を終わります。これから報告第2号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。 報告第2号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
	(挙手全員)
議長	<p>挙手全員と認めます。 したがって報告第2号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。</p>
<u>日程第6 報告第3号</u>	
議長	<p>日程第6、報告第3号 「平成27年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。 本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 篠原 伸男 君。</p>
	(委員長報告—承認と決定)
議長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
	(質疑なし)
議長	<p>これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>

(討論なし)	
	これで討論を終わります。これから報告第3号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。 報告第3号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって報告第3号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。
<u>日程第7 報告第4号</u>	
議 長	日程第7、報告第4号 「平成27年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について」を議題といたします。 本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 篠原 伸男 君。
(委員長報告—承認と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから報告第4号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。 報告第4号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって報告第4号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。

日程第8 報告第5号

議 長	日程第8、報告第5号 「平成27年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。 本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 篠原 伸男 君。
(委員長報告—承認と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから報告第5号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。 報告第5号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって報告第5号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。
<u>日程第9 報告第6号</u>	
議 長	日程第9、報告第6号 「平成27年度小海町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。 本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 篠原 伸男 君。
(委員長報告—承認と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。

	質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから報告第6号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。 報告第6号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって報告第6号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。
<u>日程第10 議案第30号</u>	
議 長	日程第10、議案第30号 「小海町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。
	(委員長報告—原案に賛成)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第30号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第30号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)

議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって議案第30号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。</p>
<p><u>日程第11 議案第31号</u></p>	
議 長	<p>日程第11、議案第31号</p> <p>「小海町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。</p>
<p>(委員長報告—原案に賛成)</p>	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
<p>(質疑なし)</p>	
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>(討論なし)</p>	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第31号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、可決であります。</p> <p>議案第31号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
<p>(挙手全員)</p>	
議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって議案第31号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。</p>
<p><u>日程第12 議案第32号</u></p>	
議 長	<p>日程第12、議案第32号</p> <p>「小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。</p>

(委員長報告—原案に賛成)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで、質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第32号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第32号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第32号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第13 議案第33号</u>	
議 長	日程第13、議案第33号 「平成28年度小海町一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。 本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 篠原 伸男 君。
(委員長報告—原案に賛成)	
<p>〈予算決算常任委員会要望事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 支払科目のミスや安易な随意契約が見受けられる。予算の執行・契約等は小海町財務規則に則っておこなうこと。 2. 専決補正予算書の予備費はその性質に鑑みて、処理されること。 3. 小海町農業集落排水特別会計は本年度で閉めることとなりますが、繰入金等の会計処理や事務処理は町民の得心がいくように公正・公平に対応すること。 4. 地域おこし協力隊がそのミッションを果たせるような環境、インフラ整備に努め、協力隊員の定住・定着をはかること。 5. 本間大田地区の宅地販売については、小海町子育て世代住宅取得助成事業の対象者の見直しや、町内の建築、建設業者の一覧表作成等によって、住宅販売 	

	<p>の説明会等に参集する方々に町内業者の周知に努め、小海町内の経済活性化につながるよう努めること。</p> <p>6. 小海町農産物加工直売所の改修は、町のコンセプトとリーダーシップのもと、他地域の既存優良農産物加工直売所等先進地視察などよく調査研究し、地元産品の6次産業化の促進を図ること。</p>
議長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
10番議員	<p>予算決算常任委員会に参加しながら質疑というのもおかしな感じではありますが、ぜひ聞いていただきたいのは、生涯学習課長から馬流公民館の増工の件がありました。そういった中で私も現場に行ってみせていただいた訳ではありますが、あれは4寸ですか5寸くらいの柱ですか、玄関の右側の壁の柱ですが、四角のはずのものが凹字のようになってしまっていました。そんなになるまで分らない、公民館の管理、事業発注の仕方。馬流公民館の玄関の右側だけ今シートがかけてあるんです。これで雨漏りがしなければこのシートの範囲だと、現場の職人さんは言っていました。逆に言えばまだ雨漏りがどこからしているのか分らないという事なんですよ。私はそういう中で事業の発注や設計の在り方、そういった点に非常に課題があるのではないかと感じております。その辺りを伺いたいと思います。</p>
議長	<p>審議はあったのですか。</p>
予算決算委員長	<p>報告であったので、審議とかそういった余地はなかったです。</p>
議長	<p>審議はなかったようなので、今の質問に対して理事者お願いいたします。</p>
町長	<p>委員会の最後で、行政側からお願いをさせていただいたところがございます。当然設計士さんに設計をお願いし、見積をしていただいてその設計書に基づいて入札をし、最低業者の方が落札をしたということであり、但し、設計をする過程の中で、剥いで見るということ普段はしないということが実態であります。たまたま施工の過程の中でそういったことが判明をしたのでお願いをさせていただいたということでございます。一番課題というのは公共施設もそうですが、「雨漏りがした、即修繕をする」そういったかたちで、今後施設管理にしっかり取り組んでまいりたいと思います。また、地区の公民館等につきましては、その地域の皆さんに維持管理をお願いをしているということで、もしそういったことが発見された場合には、担当の方に報告していただき、修繕につきましては9割という補助事業が対象になっておりますので、できるだけ早く大きな経費が掛からないうちに修繕をしていくということに心がけてま</p>

	いりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
10 番議員	是非、管理という点では町長が言われるようにやっていただきたいと思いますが、事業発注での見積、設計業者にもう少し突っ込んだやり方、「典型的な雨漏り型施設だ」と職人さんは言っておられました。小海町の前の公民館屋根のように、「ネジで止めてゴムでパッキンして、このパッキンがみんな駄目になっているという、そういった施設だと言われ、そのパッキンの中で何処から雨漏りがしているのか分からないので、今こうやってるんだ」という説明を受けました。私は建物の見方というのは素人ですが、設計業者はプロですので、やはりその辺はしっかりとした発注、発注段階での申し入れが必要ではないかと、そういった意味では事業を発注する行政側も一定の施設を見た上でやるという姿勢が必要だと感じたのですが、その辺りはどうでしょうか。
町 長	当然耐震に耐える今の基準に合った建物として改築するために、専門の設計士さんをお願いをしたということでございます。その時に立ち会う、情報等を収集する、こういったことについては行政側のなすべきことだろうと思いますので、今後それらについては周知を図ってまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
6 番議員	要望事項の 10 ページ 3 番の後段の方で「繰入金等の会計処理や事務処理は町民の得心がいくように公正・公平に対応すること」委員会としての要望事項に対して、私が言うことはまずい点もあろうかと思いますが、この表現ですと農業集落特別会計全体がそのような見方、例えば適切ではなかった見方をされてしまうと思います。こういった中で、町長の答弁もあろうかと思いますが、やはり全体が誤解を受けることのないようなものにしていただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。
予算決算 委員長	誤解を生じたとすれば表現がよろしくなかった訳ですが、2つの部落の中でやっている事業であります、しかし一般財源等も投入されている訳でございますので、ただ単に該当する部落だけでなく、町全体の繰入金等の扱いなど説明がつくような処理をいただきたいということで作成しました。該当する地区に誤解が生じるとは、これを作成した時には思いませんでした、もしそういったことがあったとしたら言葉足らずだったと思っておりますので、その辺りはご容赦願いたいと思います。
6 番議員	是非、回答の中で誤解のないような回答をお願いいたします。
議 長	これで質疑を終わります。 ただ今の、予算任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。

〈予算決算常任委員会要望事項に対する答弁〉

1. 支出科目のミスや安易な随意契約の件でございますが、支出にあたっては起票から支払いに至るまで複数チェックを確実にを行い、適正な財務処理を進めてまいります。契約につきましては、金額内容等を踏まえ、財務規則に則り適正に運用して参ります。
2. 専決補正予算の関係でございますが、予備費の関係でございます。予備費につきましては一定の基準がない中で、収支差額を計上しております。予備費が多額になったからといって年度末に予備費を充当して事業を起こすなど、制度の趣旨を超えて乱用するつもりは全くございません。また、結果的に多額となった繰越金につきましては、決算認定を経た上で次年度予算で基金へ積み立ててきておりますので、今後も同様の処理を進めて参りたいと考えております。是非ともご理解をいただきたいと存じます。また、繰越してから積み立てるのではなく、早く積み立ててその年度内に運用することも可能だと思っておりますので、これらについては今後検討して参ります。
3. 農業集落排水の関係でございます。会計閉鎖にあたっては各法令等に沿って公平公正に適正な事務処理手続きを進めるとともに、関係地区との調整を十分に進め、的確に閉鎖をして参ります。
4. 地域おこし協力隊の関係でございますが、地域の活性化、定住促進の観点からも地域おこし協力隊の皆さんの存在と活動は有効で重要であると受け止めております。これまでの経過を踏まえ町組織と地元地域が協力し、任期満了後も小海町に定住できるようあらゆる努力を続けて参ります。
5. 宅地造成の関係、販売でございますが、本間大田団地造成分譲にあたりましては、町外からの応募を求めべく事前にPRを強化して参ります。一緒に子育て支援等の町の行政施策もPRするとともに、この要望のとおり町内事業者の活用をお知らせし、定住促進と町内の経済活性化を狙い事業を進めて参ります。
6. 農産物加工直売所の関係でございますが、直売所の会が立ち上がりましたので、経営計画の作成、改修計画の作成など専門家の助言もいただき、町がしっかり後ろ盾になって、直売所の会に施設運営の委託が出来るよう、皆さんとともに先進地視察も含め早急に研究し定めて参ります。

議	長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)		
議	長	これで討論を終わります。これから議案第33号を採決いたします。委員長報告は、可決であります。

	議案第 33 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 33 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。 ここで暫時休憩といたします。(ときに 14 時 48 分)
<u>日程第 14 「陳情 3 号」</u> <u>日程第 19 「発議第 3 号」</u>	
議長	休憩前に引続き会議を再開します。(ときに 15 時 05 分) 日程第 14、陳情第 3 号、「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情書」、及び日程第 19、発議第 3 号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について」は関連がありますので、一括して議題といたします。 陳情第 3 号については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。
(委員長報告—採択と決定)	
議長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議長	これで討論を終わります。これから陳情第 3 号を採決いたします。 委員長の報告は、採択であります。 陳情第 3 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議長	挙手全員と認めます。 したがって陳情第 3 号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。
議長	事務局長に発議第 3 号の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	

議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第4番 篠原 憲雄 君。
	(提出者説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行ないます。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから発議第3号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、発議第3号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって、発議第3号は原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。
<u>日程第15 「陳情第4号」</u> <u>日程第20 「発議第4号」</u>	
議 長	日程第15、陳情第4号、「国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める陳情書」及び日程第20、発議第4号、「国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について」は関連がありますので、一括して議題といたします。 陳情第4号については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。
	(委員長報告—採択と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから陳情第4号を採決いたします。 委員長の報告は、採択であります。
	陳情第4号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を

	求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって陳情第4号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。
議 長	事務局長に発議第4号の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第2番 篠原 伸男 君。
	(提出者説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行いません。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから発議第4号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、発議第4号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって、発議第4号は原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。
<u>日程第16 「陳情第5号」</u> <u>日程第21 「発議第5号」</u>	
議 長	日程第16、陳情第5号、「環太平洋連携協定（TPP）批准しないことを求める陳情書」及び、日程第21、発議第5号、「TPP協定の批准しないことを求める意見書の提出について」は関連がありますので、一括して議題といたします。 陳情第5号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 篠原 義従 君。
	(委員長報告—採択と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。

(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから陳情第 5 号を採決いたします。 委員長の報告は、採択であります。 陳情第 5 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって陳情第 5 号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。
議 長	事務局長に発議第 5 号の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第 10 番 井出 薫 君。
(提出者説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行いません。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから発議第 5 号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、発議第 5 号に賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって、発議第 5 号は原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。
<u>日程第 17 「要請第 1 号」</u> <u>日程第 22 「発議第 6 号」</u>	
議 長	日程第 17、要請第 1 号、「TPP に関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める要請書」及び日程第 22、発議第 6 号、「TPP に情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める意見書の提出について」は関連があり

	<p>ますので一括して議題といたします。</p> <p>要請第1号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>総務産業常任委員長 篠原 義従 君。</p>
	(委員長報告—採択と決定)
議長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
	(質疑なし)
議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	(討論なし)
議長	<p>これで討論を終わります。これから要請第1号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、採択であります。</p> <p>要請第1号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
	(挙手全員)
議長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって要請第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。</p>
議長	<p>事務局長に発議第6号の朗読を求めます。</p>
	(事務局長朗読)
議長	<p>朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。</p> <p>第5番 新津 孝徳 君。</p>
	(提出者説明)
議長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行いません。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
6番議員	<p>趣旨は十分分かりますし、全くこの通りだと思いますが、この前の議案でTPPに批准しないことを求めるということであって、今度のこれは情報開示をするようにということで、この辺の一連のつながりの中で、委員会ではこの扱いは何か検討されましたか。</p>
5番議員	<p>それはございません。</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	(討論なし)
議長	<p>これで討論を終わります。これから発議第6号を採決いたします。</p>

	提出者の説明のとおり、発議第6号に賛成する方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。 したがって、発議第6号は原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。
<u>日程第18 「請願第1号」</u>	
議長	日程第18、請願第1号、「『集団的自衛権』行使を具体化し、戦争につながる安全保障関連二法のすみやかな廃止を求める請願」についてを議題といたします。 請願第1号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 篠原 義従 君。
(委員長報告—不採択と決定)	
議長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
9番議員	ただ今の請願に対する不採択に反対の立場で討論いたします。3月議会でも継続審査に反対の立場で討論をさせていただきました。その時にこの安保法の強行によって今日本がどういう状況にあるのかということで、この自衛隊が戦後初めて外国の人を殺し戦死者を出す危険性を南スーダンでの内戦に巻き込まれる危険と、対IS軍事作戦への自衛隊参戦の危険性があることを述べました。そして立憲主義の破壊の問題があることを訴えました。そのことはこの安保法に対する国民の不安や怒りの声であります。逆に安倍内閣は北朝鮮の核実験とミサイル発射実験、また中国との領土問題などを理由に、国民の平和と安全を守るためには安保法が必要だとの宣伝を大々的に行い、北朝鮮や中国などに対する不安をおおっています。もちろん北朝鮮の核実験とミサイル発射は絶対に許されない行為であります。しかしこの問題をめぐる国際的な推移は軍事力の増強による軍事的威嚇では、核実験もミサイル実験も阻止できないことを示しております。重要なことは北朝鮮との間で核、ミサイル問題の平和的解決のための窓口をどう作るかであり、そのためにはこれまでの6か国協議を復活させ、その中で核問題や拉致問題の解決のための話し合

	<p>いが不可欠なことであります。北朝鮮のミサイル発射実験で新ガイドラインの合意に基づいた日米の軍事態勢がとられました。日本が攻撃を受けていないのに米軍と自衛隊が軍事態勢をとる、同盟メカニズムが稼働した訳です。これはアメリカの戦争準備態勢に日本を組み込むことです。北朝鮮や中国との領土問題を理由に抑止論や脅威論を喧伝し、軍事的対応を進めるのは問題をさらに複雑にし、戦争・紛争への危険を高めるだけです。安全保障という名の欺瞞性を私たちはしっかりとつかむ必要があるのではないのでしょうか。そして、これは国の問題だからと、決まったことだからと黙っていれば、過去の戦争への道を繰り返すこととなります。私たちは29の市民団体からなる「戦争をさせない9条を壊すな総がり実行委員会」で取り組んだ戦争法の廃止を求める統一署名を小海でもやりました。1,000人を超える方が署名して下さいました。「自分は保守だけこのことだけは絶対に許されない」という方も何人も署名してくれました。地方政治がしっかりと地方の声、町民の声に耳を傾けしっかりとその声を国に対して挙げる、その役割を私たち地方議員が担っているのではないのでしょうか。請願はその一つであります。議員必携にこうあります。「請願制度は歴史的に見ると、封建君主が持っていた絶対的権力によって侵害され、制約されていた人民の権利を救済する制度としてつくられ、今日に至っている。住民の代表機関である議会に、請願を通して住民の意思を反映させ、議会の意思によって住民の願望である請願の趣旨の実現に努めさせるために議会の受理権を認めた」とあります。国民の基本的権利の一つとして請願権が保障されているんです。こんな小さな町の議会でもその議員である私たちは、町民の声としてしっかりと受け止めなくてははいけないと思います。この請願の趣旨をご理解いただき、不採択に反対のご賛同をよろしくお願いいたします。</p>
<p>3 番議員</p>	<p>私はこの請願の不採択に賛成ということで討論させていただきます。細かいことは申しませんが、誰にでも分るように一言述べさせていただきます。日本周辺の軍事バランスが崩れ、平和への願いが不安定化する中で、日本国を他国の脅威から守っていかなければなりません。この法案は戦争法案ではなく日本を末代までにわたって安全を確保し、日本を繁栄に導いていく法案だと考えております。よって私はこの請願は不採択とさせていただきます。</p>
<p>10 番議員</p>	<p>私は本案を採択でという立場で討論をしたいと思います。皆さん、最近のニュースで中国が尖閣諸島の接続水域に入った問題、また今日のニュースを見ますと領海に今度は中国が入ったということが報道されております。先ほども出ました北朝鮮のミサイル発射問題なども伝えられてお</p>

	<p>ります。2002年平成14年日朝ピョンヤン宣言では国際法を遵守し、互いの安全を脅かす行動をとらないこと、ミサイル発射のモラトリアム、凍結ですけれども、2003年以降も更に延長していく意向を表明したとあり、その後の6か国協議でも確認されております。皆さん、ミサイル発射は交際ルールに違反し、北朝鮮が交わした国際的合意にも違反する行為であります。北朝鮮が国際的信頼を失う愚かな行為であり絶対に許されることではありません。中国もそうです。様々な国際的約束事がされているのにもかかわらず、今回のような緊張を高めるような行為は国際的信頼を失う愚かな行為と言わざるを得ません。さて、今回の安全保障法が存立危機事態、重要影響事態、国際平和共同対処事態、駆けつけ警告など、時の政府の判断で戦闘地域まで行動範囲が広がり、武力行使ができるようになりました。憲法9条は「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争解決する手段として永久にこれを放棄する」となっています。誰が考えても明らかに憲法違反であります。しかし今の世の中はそんなことは言ってもらえないというお考えの皆さん、憲法96条では「この憲法の改正は各議員の総議員の3分の2以上の賛成で、国会がこれを発議し、国民に提案してその承認を得なければならない」政府が憲法の解釈を勝手に変え、憲法違反の法律を制定するのは立憲主義の破壊です。どんな政権でもどんなに選挙で多数をとっても、憲法の枠内で政治を行うことが命ぜられています。99条では「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」となっています。皆さん、総理大臣が国会の壇上で憲法改正を叫ぶ、などということは二重の憲法違反で、日本国憲法は我が国の最高法規であり世界への公約、約束事であります。先進国に仲間入りしたといわれる日本で約束事が守られないようでは国際的な信頼を失うものではないでしょうか。先ほどの北朝鮮と中国と変わらない部分ができるかと私は考えます。安全保障法が必要と考える皆さん、憲法を変えた方がよいと考える皆さんも安全保障法を廃止し、まずは立憲主義を回復させようではありませんか。多くの皆さんのご賛同を心からお願いしまして討論とさせていただきます。</p>
<p>1 番議員</p>	<p>「集团的自衛権」行使を具体化し、戦争につながる安全保障関連二法のすみやかな廃止を求める請願が、本年3月の定例会に続き提出されました。この請願の提出期日をみますと3月定例会に提出された2月18日に受理された日付であり全くのコピーであります。この請願は3月の定例会で総務委員会では継続審査とされ、議会で賛成多数で可決されたもの</p>

であります。確かにその後閉会中の審査は開かれずに、本委員会において再度その可否を問われることとなりました。私は先の定例会でも賛成討論を行わせていただきましたが、これに準じての討論となることは誠に遺憾で残念であります。しかし今回は、この請願に対して継続審査ではなく、不採択の立場での討論をさせていただきます。私の前回の継続審査への判断は葦崎や福山の市議会において「現在国会で審査されている法案であり慎重審議を強く求める」とあり、7月の参議院議員選挙を控えてこのような国の安全保障を争点として提出されている請願に対しては、時限的な継続審査は認められているとの判断に基づいて前回継続審査との判断をさせていただきました。また、この請願によりますと確かに憲法9条1項では「国際紛争を解決する手段としては永久に戦争を放棄する」とあります。「多くの憲法学者や元内閣法制局長官や元最高裁判事、そして弁護士の方々が違憲性をこぞって表明している」とのこともこの請願書には書かれています。そして、「この違憲の戦争法案を国会の数の力で強行採決することがまかり通れば、無法国家となってしまう」とも書かれています。この件に関しましてはそのような見解に対して一定の理解は出来ています。しかし、7月にはこれらのことを争点として参議院議員選挙が行われようとしています。政権与党は安全法案であると主張し、かたや野党共闘は戦争法案であると主張しています。今回のこの選挙の最大の争点は、政権与党がこの参議院議員選挙で参議院の3分の2以上の議席を確保し、衆議院と共に改憲案の国会発議に必要な3分の2以上の勢力を確保できるかが問われています。もしも、今回の参議院議員選挙の結果で政権与党が衆参両院で3分の2以上となり国会で発議できる権利を得たとしても、憲法改正は憲法96条に基づき「改憲には特別の国民投票または国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成で承認される」とあります。これらのことから憲法の改正は憲法学者でも元内閣法制局長官でもなく、私たちひとりひとりの国民による投票によるとの答えは明白であります。今回の参議院議員選挙の結果は国民にとって大変重要な要素を含んでいることは周知のとおりであります。私はこの請願に対して3月の定例会で述べさせていただきました討論での継続審査の文言を慎重な審議を求めるものでなく、不採択と読み替えなければならないことについては、非常に残念な思いであります。今回請願に反対の議員の方も概ね前回と同じような討論ではないかと思われま。討論を控えようと考えていましたが、過去において反対討論がなされているのに賛成討論がなされないのはいかがなものかと大先輩議員のご指導もありましたので、ここでは恥ずかしながら今回提

	<p>出の請願コピーに準じまして、あえて前回の討論を読み替えてそのままコピーさせていただきます。なお、暗記をしている方は少しの間お休みをしていただいで結構ですので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>私は今までに提出された秘密保護法や集団的自衛権に関連する請願には、一貫して否決してまいりました。以前にも討論を行い繰り返して申し訳ありませんが、私も地方自治体の議会議員の立場であり、賛成や反対もあるいくつかの事案についてもその都度多数決の原理原則に従い行動を行ってまいりました。私の考えの基本となるものは市町村の議員は市町村それぞれの議会で、県単位の議員は県議会で、そして国策を論じるのは国会議員であり、それぞれの職域、職責が区分されているとの考えであります。小海町議会議員の職域、職責の主たる範囲は、小海町の諸課題であり、地方の1議会が国策についてその都度賛否を論じ採択を行うことは、職域、職責の範囲を逸脱しているのではないかと考えております。日本は法整備がなされた民主主義の法治国家であり、当然言論の自由も保証されています。やはり今国会で議論されています安全保障に関連する法案も、緊急事態条項の新設や憲法9条2項の戦力不保持を定めた条項の改正など、戦後日本の安全保障に関連する憲法改正を争点とし、与野党の間で夏の参議院議員選挙を控えて活発に議論が交わされています。日本の国土と国民の安全を守るための安保法案であると主張する議員と、憲法9条関連法案の改定を戦争へと繋がる戦争法案であると主張する議員が、それぞれの立場で論じております。このような状況の中、長野県区の夏の参議院議員選挙の改選は政権与党の現職の方と、野党共闘の新人の方との間で二者択一の選択選挙が行われようとしております。私はこのように同じ法案をめぐって全く異なる解釈と主張が交錯する選挙戦が行われようとする最中に、今回再度提出された請願に対し、小海町の議会が賛成か反対かいずれかの選択を行うことは避けるべきであるとの考えであります。人の想いと行動は十人十色、百人百様であり議会の採択の結果が、町民の皆さんの判断に影響を及ぼしかねず、選挙の投票は町民の皆さん一人一人の良識ある個々の判断に委ねるべきであるとの考えであります。私は一地方議員の立場で、不採択という苦渋の決断をさせていただきました。今回の選挙より選挙権年齢の18歳以上への引き下げが適用されます。今回の選挙の結果については評論家ではありませんので論評する立場ではありませんが、町民のそして国民の皆さんがそれぞれの立場で良識ある賢明な判断を示されますことを祈念いたしまして私の討論とさせていただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>これで討論を終わります。これから請願第1号を採決いたします。</p>

	委員長の報告は、不採択であります。可決をはかる原則によりこれから請願第1号の採決を行います。 請願1号を採択することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手少数)
議長	賛成5名であります。 したがって請願第1号は、不採択とすることに決定いたしました。
日程第23 「同意第4号」	
議長	日程第23、同意第4号、 「監査委員の選任同意について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。
町長	篠原利樹委員が7月28日で任期満了となりますので再任をお願いするものでございます。篠原利樹委員の経歴は議案綴の10ページにお示ししたとおりでございます。平成20年7月29日より監査委員となり、2期8年が経とうとしております。この間代表監査委員として豊富な経験を生かし職責を全うしていただいております。これまで小海町の代表監査委員として行財政、職員の事務執行等の多岐にわたる極めて重要な職務をしっかりと執行していただきました。また、南佐久環境衛生組合、あるいは長野県後期高齢者医療広域連合等の監査委員をお勤めいただき、監査委員としての的確な監査執行により、信頼をいただいております。これまでの実績、幅広い経験と的確な管理能力・経営能力・人格識見とも監査委員として適任者でありますので、議会の皆様の選任同意をよろしくお願いいたしまして提案理由とさせていただきます。
議長	説明が終わりました。これから質疑をおこないます。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから同意第4号を採決いたします。 同意第4号を原案のとおり同意する事に賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。

	したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定しました。
議長	ここで、総務産業常任委員長より発言を求められていますので、これを許します。 総務産業常任委員長、篠原 篠原 義従 君。
総務産業 委員長	総務産業常任委員会からお願いいたします。 総務産業常任委員会では、閉会中に次の2件の所管事務について調査研究する必要がありますので、小海町議会、会議規則第75条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出をいたします。 調査を必要とする所管事務調査 ・農産物加工直売所に関する件 ・木質バイオマスの利用に関する件以上です。
議長	ただ今、総務産業常任委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。 お諮りいたします。 委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とする事に、ご異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とする事に決定いたしました。
議長	ここで、議会運営委員長より発言を求められていますので、これを許します。 議会運営委員長、井出 薫 君。
議会運営 委員長	議会運営委員長 議会運営委員会からお願いいたします。 議会運営委員会では、次の定例会または臨時会の会期・運営等に関しまして、閉会中に審査する必要がありますので、小海町議会、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出をいたします。
議長	ただ今、議会運営委員長から、次の定例会または臨時会の会期・運営等に関して会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。 お諮りいたします。 委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とする事にご異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とする事

	に決定いたしました。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	<p>以上をもちまして本定例会に提案されました議案に対する審議は、すべて終了いたしました。これにて平成 28 年小海町議会第 2 回定例会を閉会といたします。ご苦勞様でした。</p> <p style="text-align: right;">(ときに 1 6 時 1 7 分)</p>